

北に利根川、南に荒川、二つの大河に洗われて、関東平野のど真ん中、埼玉県からやって参りました、国民民主党の森田俊和でございます。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表して、ただいま提案の在りました、石井大臣の不信任決議案について、賛成の立場から討論を行います。

まず、申し上げたいことがあります。

私は日ごろ国土交通委員会の委員として、石井大臣の政治姿勢にふれてきました。

さまざまな課題に対して、丁寧に、実直に向き合っておられるその姿勢に、私は深い敬意をもっております。

その石井大臣の不信任に賛成しなければならないというのは、私にとってはとても残念で、心苦しいことと思っております。

さて、大臣の不信任案に賛成の理由ですが、これは IR の進め方に関してのことです。

IR そのものについては、私たちの会派の中にも、賛否両論あります。

賛否両論あるからこそ、問題点を一つ一つ明らかにし、国民の皆さんの意見も伺い、その結果として、場合によっては、法案を修正することで、いろいろな立場の方から、「なるほど、これならいける」と合意を得られるようなものにしていく必要がある、と考えてまいりました。

現状では、まだ、さまざまな問題点は解消しておらず、ゆえに、国民の皆様ご理解も得られているとは言えない状況であり、こうした中で、性急に IR を進めていくことには大きな疑問を感じざるを得ません。

IR の主な問題点として 4 点、申し上げます。

まず、カジノの違法性の問題です。カジノ設置の大前提であるこの問題に対しては、未だにすっきりと納得できる答えが得られておりません。

賭博罪の違法性阻却の着目点として、8つの要件があげられています。

例えば、運営主体についてです。

今まで競馬や競輪などは、公営でやってきました。今回の法案で、IR は純粋な民間企業が運営を行うことになっています。カジノは民間でなければならない

のでしょうか。そんなことはありません。例えば、お隣韓国の例では、自国民を対象としたカジノを運営しているカンウォンランドは、公的機関が51%以上の株をもっております。

法案の中でカジノについては、刑法の賭博罪に係る規定を適用しないという規定を、わざわざ設けています。免責条項を設けないと疑義が生じるというような法案となっているのです。

長い歴史の中で、賭博は、犯罪の温床になるなどの経験があったために、賭博は違法であるということが規定されてきたはずです。

「カジノにはこれを適用しません」ということで済んでしまうのなら、「今までの法的な秩序は一体何だったんだろか」ということになります。

やはり、今まで公営ギャンブルなどで積み重ねてきた法秩序に沿う形で、運営主体の問題など、違法性についての問題を解決していくことが必要ではないでしょうか。

次に送客施設の問題です。

私は祖母の遺言により、ギャンブルをやりません。やらない方にもIRの意義を理解していただくには、送客施設は不可欠です。

これまでの議論では、日本の魅力を発信する、行ってみたい方にはチケットなどを手配する、という説明がなされてきました。

しかし、送客施設はIRのビジネスモデルとは相反するものです。できるだけ施設内にいてもらって、お金を使ってもらうのがIRですから、IRの運営企業が本気で送客をやるのでしょうか。

観光の本質は、その国の歴史や文化を訪ね、自然を愛でることにあります。

IRは、あくまで呼び水であり、「日本って、素晴らしいな」と思っただけのファンを増やすきっかけであるべきです。

送客について、「はい、やっています」というアリバイづくりで終わってしまうのでは、真の「日本版IR」にはなりません。送客機能を、周辺地域の観光振興にどのように具体的に結びつけるのか、明確にする必要があると考えます。

次に、ギャンブル依存についての問題です。

委員会の議論の中では、入場回数の制限、本人確認の徹底などの具体策が示されています。その一方で、条件付きとは言え、カジノ事業者が利用者にお金を貸せ

るようになっており、依存を助長する危険もあります。

カジノを利用するのは、7－9割が日本人であるとの想定がなされています。

ギャンブル依存の問題については、他のギャンブルも含めた包括的な対応が必要だと思っています。カジノを制限しても、他の日は、競輪、競馬に行っている、というのでは、意味がありません。

他のギャンブルも含めた包括的な対応をきちんとやる、ということ、カジノを認める前提にすべきと考えます。

この問題を放置したままカジノを始めて、やっぱりギャンブル依存の方が増えました、ということは決して許されません。

次に、治安対策です。

この法律案では、暴力団員の入場禁止など、IR そのものについての対策については規定されています。しかし、施設周辺の治安維持についての方針は示されていません。

ラスベガスでは、去年600名の方が死傷するという事件がありました。また、韓国では、カジノの周辺地域に金融業者、風俗店などが立ち並び、景観や防犯の面から問題となっています。

地方への立地などを考えると、地元の警察では対応しきれない、ということもあり得ます。また、外国からのお客様のことを考えると、入国管理当局との連携も考慮されるべきと考えます。

周辺住民の方の不安を解消すべく、周辺地域も含めた安心安全の確保について、国としての方針を明確に定めるべきではないでしょうか。

以上、申し上げましたように、IR については、まだまだ解決すべき問題があります。よって、さらに議論を重ね、公聴会の開催など含めた、国民の皆様を理解を得られるよう努力をして、必要なら、法案を修正していく、というのがありべき進め方であると考えます。

石井大臣は、残念ながらこうした進め方でなく、急いで法案を成立させようとしておられます。大臣の普段の政治姿勢とは異なる、今般のIR法案の扱いに対し、私たちは残念ながら、担当大臣として相応しくない、と判断せざるを得ません。以上、石井大臣の不信任決議案に賛成することを表明して、私の賛成討論を終わります。